

(事業の目的)

第1条 社会医療法人玄真堂（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションかわしま（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションかわしま
- (2) 所在地 大分県中津市大字下池永 93 番地 13

事業所は、人員の兼務や設備の共用にて、指定介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)と指定障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)をあわせて実施する。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士1名（常勤職員、サービス提供責任者と兼務）

管理者は、この事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名

介護福祉士1名(常勤職員、管理者と兼務)

サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- ① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

- ④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士、介護職員実務者研修課程修了者、旧訪問介護員養成研修1級又は2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者、看護師、准看護師等の資格を有する者で、常勤換算方法で2.5名以上（内1名 サービス提供責任者と兼務）
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日は9時から18時まで、土曜日は9時から13時までとする。
- (3) サービス提供時間 月曜日から金曜日の8時から18時までと、土曜日の8時から16時までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話により、サービス提供時間は連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 事業所が行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 排せつ・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換
 - ④ 移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤ その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事

(指定訪問介護の利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費や、生活援助における外出でかかる交通費、訪問時の駐車場の使用料等は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は別に定めるものとする。

- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大分県中津市・宇佐市、福岡県築上郡・豊前市の事業所から、半径10キロメートル以内の地域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者及びそのご家族等からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止）

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するための虐待防止検討委員会の設置
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族の苦情処理体制の整備と担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化）

第13条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等の行ってはならないとし、その適正化のために、指針の整備、委員会の設置、従業者に対する研修の実施、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の記録の整備その他身体的拘束等の適正化のための必要な措置を講じるものとする。

（事業継続）

第14条 事業者は、事業継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修や訓練等を実施する。

（衛生管理等）

第15条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

2 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のために、感染対策委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等の実施等、その他必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業者は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の以下の研修に関して、研修機関が実施する研修や当該事業者内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1か月以内 |
| (2) 虐待防止に関する研修 | 年1回 |
| (3) 権利擁護に関する研修 | 年1回 |
| (4) 認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (5) 介護予防に関する研修 | 年1回 |
| (6) 接遇に関する研修 | 年1回 |
| (7) 安全管理と感染症の予防及びまん延の防止に関する研修 | 年2回 |
| (8) 身体的拘束等の適正化に関する研修 | 年1回 |

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密の保持をするべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす

る。

- 4 事業者は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問介護を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 ハラスメント対策としてその防止に努め、発生した場合には適切な措置を構ずる。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年8月16日から施行する。
この規程は、平成24年1月10日から改定する。
この規程は、平成24年11月1日から改定する。
この規程は、平成24年11月9日から改定する。
この規程は、平成24年11月16日から改定する。
この規程は、平成25年1月29日から改定する。
この規程は、平成25年4月1日から改定する。
この規程は、平成25年8月1日から改定する。
この規程は、平成25年8月8日から改定する。
この規程は、平成25年9月16日から改定する。
この規程は、平成26年4月1日から改定する。
この規程は、平成27年3月16日から改定する。
この規程は、平成27年11月16日から改定する。
この規程は、平成28年6月1日から改定する。
この規程は、平成28年9月1日から改定する。
この規程は、平成29年9月7日から改定する。
この規程は、平成29年9月7日から改定する。
この規程は、平成31年1月21日から改定する。
この規程は、令和1年10月1日から改定する。
この規程は、令和2年9月3日から改定する。
この規程は、令和3年4月1日から改定する。
この規程は、令和4年6月10日から改定する。
この規程は、令和5年4月1日から改定する。
この規程は、令和6年6月1日から改定する。